

第 24 回議会運営委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 1 月 21 日（木曜） 午前 9 時 30 分 開会		
	休 憩 9:34-9:34、		
	午前 10 時 35 分 閉会		
会議場所	役場 3 階 委員会室		
出席委員 氏 名	委員長	梶澤 幸治	委員 立川 美穂
	副委員長	中村 和宏	委員 渡辺洋一郎
	委員	正村紀美子	委員 常通 直人
	委員	鈴木 健充	議長 早苗 豊
欠席委員 氏 名			
説明等に 出席した 者の氏名	総務課長	安田 敦史	
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	総務係長 佐藤 史彦	主査 上田 瑞紀

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

- ・委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1) 調査事項

- ア 令和 2 年芽室町議会定例会 1 月臨時会議の運営について
- イ 議会だより 2 月号について
- ウ 議会委員会条例の一部改正について

資料 1

当日資料 2

当日資料 3-1・2

3 その他

- (1) 次回委員会の開催日程（予定）について
- (2) その他

2 議 件 (1) 調査事項

- ア 令和 2 年芽室町議会定例会 1 月臨時会議の運営について

資料 1

- ・総務課長：資料 1-1 説明。
- ・中村委員：資料 1-2 説明。
- ・委員長：それぞれ提案予定事項について説明あったが、質疑は。
- ・(質疑なし)
- ・委員長：次に審査方法について。
- ・中村委員：資料 1 説明。
- ・委員長：2 から 4 について質疑あるか。なければ以上で決定する。

イ 議会だより 2月号について

当日資料2

- ・立川委員：資料説明。
- ・委員長：質疑、意見は。
(無し)
- ・委員長：この方向で校了に向かっていく。

ウ 議会委員会条例の一部改正について

当日資料3-1・2

- ・事務局長：資料3-1説明。
- ・委員長：まず機構改革に対する委員会所管分けについて議論をいただきたい。住民税務課が一つの議論になったが、課内の係の状況を勘案し、厚生文教の所管としていくこととしていきたいが、意見があれば。
- ・正村委員：今の委員長の提案内容で良い。1点、なぜ住民税務課を厚生文教の所管とするのかという理由について今一度整理必要あるのではないか。調査事項は税務関連は少ないのは事実であるが、住民生活にとって税務というものがどう関わっているのかという視点をもって、全協に諮るべきではないか。
- ・委員長：今の話のとおり、住民税務課について意見があったなかで協議してきたものであるが、この点、今一度、共有していきたいので、意見をいただきたい。
- ・委員長：住民窓口係は住民生活にとって重要な係であるだけでなく、他の視点での意見があれば。
- ・常通委員：町の課題解決の中でも、住民の生活に直接関係あることが一つにまとまったということであること。窓口についても同じフロアにあることを考えると効率化の点もあろうかと。そうした視点で厚生文教が所管であるべきと。
- ・立川委員：従来の所管の業務に国保の賦課もある。賦課と徴収から、暮らしの課題に寄り添った調査などができるのではないかという点で、厚生文教の所管として良いのではないか。
- ・正村委員：平成29年に債権管理条例が制定されており議会内でも議論があったところ。債権管理の適正化だけでなく、債務者である町民の暮らしの環境の改善も視野に置いて、この条例は進んでいくものであり、子育て、高齢者の暮らしにも大きく関わる課題を所管するものであることから、厚生文教が所管とすべきである。
- ・委員長：3人から意見をいただけた。これらの点を説明していくことで良いか。
- ・正村委員：子育て、高齢者だけではなく、特にということであり、やはり住民全体に深く関わる課であるということ。
- ・委員長：基本的には住民生活に関わるということで、厚生文教の所管としていく。
- ・事務局長：資料3-2説明。
- ・委員長：前回の委員会では、早急にオンラインを可能としていくべきと言うことで、まとまったもの。今回は、感染症、災害時において可能としていくこととしたいと考えるが、これらの点について改めて意見をいただきたい。
- ・常通委員：ポイントになる点があるが、感染症拡大まん延防止と気象災害への対応

の2点で良いのではないか。

- ・委員長：資料3-2のP6~7について確認をしていきたい。まず、改正の目的・条件について。
- ・中村委員：新型コロナもあるが、インフルエンザということもある。例年は、インフルエンザのまん延もあることから、この点は確認が必要である。学級閉鎖なども行われる場合もあり重大な感染症ではないか。
- ・委員長：先進議会の状況の中で、コロナに限った事例もあるし、感染症全体にしている事例もある。
- ・立川委員：新型コロナに限らず、未知の感染症も考えられることから、地域内で感染症がまん延している状況であれば、開催可能としていくようなことで。また、議員個人が感染しているような場合については、地域の感染状況に応じて対応できるような内容であればよいのではないか。
- ・常通委員：重大な感染症のまん延ということが記載されているが、重大なということはそれぞれ変わってくることもある。先ほどの中村委員の意見などを含め、こうした書き方で良い。
- ・委員長：書き方はいろいろとあると思う。また、会議は、委員長の判断により開催する、という点にしていきたいと考えるが、あくまでも非常時であるということでの記載である。

(異議無し)

- ・委員長：また3月の委員会条例改正に向けて議論をということであるが、先進事例などを見て、最小限の改正として委員会条例のみの改正で進めていくこと。また、詳細な、開催法などは、要領としてまとめていくことで良いのではと考えるが。
- ・委員長：まずは議会BCPに記載のある委員会条例改正を進めたいというところであるが。
- ・常通委員：まずは公式に委員会開催ができるような条例改正を行なっていくことで良い。
- ・正村委員：運用のところが一番議論をしなければならないことである。出席者のあり方、開催のあり方、どこまでの範囲で開催されるのか。また公開の原則という点をどうやって担保していくのか、などは慎重に議論をすべきである。とはいえ、一定程度、感染拡大を見ると、その整理を待ちながらということはいかがかということもある。とりあえず、この委員会条例の改正のみで良いが、それで終わりではなく、その後継続的に議論をしていくということが必要である。
- ・委員長：とりあえず、オンライン会議開催に向けた条例改正を進めるということでもまとめてよいか。

(異議無し)

- ・委員長：3月改正に向けて進める。また、正村委員の意見について、時間を空けずに、早急に議論をしていかなければならない。できれば議会年度内である4月までには取扱要領をまとめていければと考えるが。

(異議無し)

- ・委員長：オンライン会議開催の詳細については、今後、4月末をめどにしなら、議

運内で議論を進めていくこととする。また、この点については、本日の全協でも口頭で報告していく。

3 その他

(1) 次回の委員会開催日程について

- ・ 正副委員長一任。

(2) その他

以上をもって委員会を閉会する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年1月21日

議会運営委員会委員長 梶澤 幸治